|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 本市記入欄 | 整理番号 第 |  |  |  |  |  |  | 号 |

第６号様式

　　　年　　　月　　　日

みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト実施地域団体異動届出書

　大阪市長　様

事 業 者 名

郵便番号　　　　　　－

所 在 地

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクトの実施等に関する要綱第９条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 異　動　区　分  （ ○をつけてください ） | 追加　　・　　変更　　・　　終了 |
| 契約地域団体の種類  （ ○をつけてください ） | 地域活動協議会　　・　　連合振興町会 |
| 地　域　団　体　名 |  |
| 有償売買契約変更年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 活動変更年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 回収方法 | □ 一般廃棄物処理計画に定める収集方法  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 行政回収（許可業者収集分  を含む）との区分方法 | □ 専用ごみ袋  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　） |

（添付書類）

1. 実施地域団体とのペットボトル売買契約書（写し可）

　②（法人の場合）法人の登記簿謄本または登記事項証明書（写し可）【発行後３ヶ月以内のもの】

　③（任意団体の場合）団体の会則又は定款又はこれに類する書類

④（任意団体の場合）役員構成又は組織図又はこれに類する書類

⑤（個人の場合）直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し）

※ 納税手続きを e-Tax で行っている場合：受付日時・受付番号が記載されているもの

※ 納税手続きを税務署で行っている場合：所轄税務署の受付印のあるもの

ただし、事業開始後１事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）を提出してください。

※上記添付書類のうち、本市へ提出している内容から変更がない場合は、省略可。

|  |
| --- |
| なお、届け出にあたり、次の事項について承諾します。  （各事項を確認したうえ、□欄にレ点チェックをしてください。） |

* **回収**

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（１月１日から３日を除く。）を含め、大阪市が実施する収集と同様の頻度、時間帯（午前９時から午後４時までの時間帯）にて、自ら又は回収運搬等の委託契約を締結した事業者（以下「委託運搬者」という。）により、地域団体の活動区域から排出されたペットボトルを行政回収（許可業者収集分を含む）と明確に区分して回収します。

　なお、実施地域団体からペットボトル以外のものが混在されるなど、適正に排出されなかった場合は、回収できない理由を排出者にわかるよう明記の上、回収しません。

* **再生利用（リサイクル）**

回収したペットボトルを、自ら又は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会におけるペットボトル登録再生処理事業者へ確実に引き渡し、日本国内でマテリアルリサイクルを行います。

* **活動区域における周知等**

活動開始に伴う活動区域に居住する市民に対する排出方法や回収時間等に関する周知、契約する地域団体に対する契約内容に関する説明を、実施地域団体に対して行いました。また、大阪市から事業内容や留意事項等の説明を事前に受け、地域団体とともに十分理解した上で、その内容を付した売買契約を書面により締結しました。

なお、実施地域団体の活動区域から排出されるペットボトルの回収日を変更する場合は、大阪市と協議を行うこととし、変更に伴う周知についても、実施地域団体と連携協働して行います。

* **広聴対応**

プロジェクトに伴う、排出場所や回収等に関する広聴について、実施地域団体とその活動区域に居住する市民との話し合い等により適宜解決に努めます。

* **未回収の対応**

回収日の午前９時から午後４時までの時間帯において、実施地域団体の活動区域から排出されたペットボトルが未回収の場合は、自ら又は委託運搬者が窓口となり、責任を持って対応します。

* **活動に伴う事故等**

本プロジェクトに関わり、交通事故や物品の破損等が発生した場合は、自ら又は委託運搬者が責任を持って相手方と交渉して解決を図ります。

* **目的外宣伝等の禁止**

本プロジェクトに関わり、自社の商品やサービス等を大阪市が保証したと誤認

させるような方法で広告宣伝、取引の誘引を行いません。

また、実施地域団体との契約締結の条件として、自動販売機やその横に設置する飲料容器等の回収箱の設置や場所の提供など他の目的に対するサービス等を求めたり強要したりしません。

* **その他**

実施地域団体及び実施事業者の間に損害賠償その他の紛争が生じた場合には、双方の責任により解決します。